

環循規発第 1902263 号  
環循施発第 1902261 号  
平成 31 年 2 月 26 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課長



塗膜の除去工事に伴い排出されるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理責任について  
(通知)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げる。

さて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）第 3 条第 2 項の規定により、所有事業者は、確実にポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「PCB 使用製品」という。）を廃棄し、又はその PCB 使用製品から PCB を除去（以下「廃棄等」という。）するよう努めなければならず、廃棄等されて生じたポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）は、同条第 1 項の規定により、保管事業者が自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。

このため、PCB を含有した塗膜（以下「PCB 含有塗膜」という。）については、PCB 使用製品である PCB 含有塗膜を有する施設を保有及び管理する者がその廃棄等を行い、これにより PCB 廃棄物となった PCB 含有塗膜を自らの責任において確実かつ適正に処理するものと解すべきである。

これを踏まえ、とりわけ PCB 廃棄物の処理については、以下の理由により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 21 条の 3 第 1 項において建設工事の元請業者を当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とする旨の規定は適用されないと解される。については、各都道府県・政令市におかれでは、自ら保有及び管理する施設の塗膜の除去工事を実施する際及び PCB 含有塗膜を有する施設を保有及び管理する者等への指導を行う際には留意されたい。

- PCB 特別措置法第 1 条第 2 項によると、同法は特別法、廃棄物処理法は一般法の関係

にあり、PCB 特別措置法に規定している事柄に関しては、まず同法の規定が優先的に適用され、廃棄物処理法の規定は PCB 特別措置法の規定に矛盾抵触しない範囲内でのみ補完的、二次的に適用されるのが原則であること

- PCB 廃棄物については、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任に加え、これまで長期にわたり保管されてきたことによる環境の汚染等への懸念、処理技術の実用化等を踏まえ、PCB 特別措置法に基づき、排出事業者に対して一定期間内の適正処理を行う義務を課していることを踏まえ、PCB 含有塗膜の除去工事において、その元請業者に当該義務を課すことは同法の趣旨に反すること

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(以上)